

令和5年度の健全化判断比率

更別村の令和5年度決算の結果、下表のとおり早期健全化基準及び財政再生基準をクリアしており、「健全段階」となりました。

指 標 名	更別村の比率 (4年度 ⇒ 5年度)	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	— (△6.23% ⇒ △8.45%)	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	— (△11.45% ⇒ △12.70%)	20.00%	30.00%
実質公債費比率	7.6% ⇒ 6.4%	25.0%	35.0%
将来負担比率	— (△198.0% ⇒ △171.6%)	350.0%	—

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字ではないため比率は「—」と表示し、参考に（ ）書で本村の黒字比率を表示しています。

※将来負担比率は、将来負担すべき額（借金総額）より借金返済に充てるための財源・貯金の合計が将来負担すべき額を上回り算定されないため「—」と表示し、参考に（ ）書で本村の結果を表示しています。

※将来負担比率は、財政再生基準が設定されていないため「—」と表示しています。

資金不足比率

会 計 名	更別村の比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20.0%
公共下水道事業特別会計	—	20.0%

※ 各会計とも資金不足額がないため比率は「—」と表示されます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 における健全化判断比率と資金不足比率

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、**健全化判断比率**と**資金不足比率**を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

◎健全化判断比率

健全化判断比率には、次の 4 つの指標があります。

1、実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を示す指標で、一般会計等の(1)実質収支額が(2)標準財政規模に占める割合をいいます。

赤字の場合はプラスで、黒字の場合はマイナスで示されます。

(1)実質収支額

歳入総額から歳出総額を差し引いた額（形式収支）から翌年度に繰越すべき財源を差し引いた額をいいます。

(2)標準財政規模

人口、面積等から算定される当該地方公共団体の標準的な一般財源の規模を示すものです。

2、連結実質赤字比率

全ての会計の実質収支額を合算し、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化しているものです。

これも赤字の場合はプラスで、黒字の場合はマイナスで示されます。

※更別村の会計

一般会計、一般会計等に属する特別会計（更別村には該当がありません。）、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計（更別村では国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計）、公営企業に係る会計（簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計）が全ての会計となります。

3、実質公債費比率

公債費（村の借金返済額）による財政負担の程度を示すものです。従来反映されていなかった公営企業（特別会計を含む）の公債費への一般会計繰出金や一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等を全て村の借金返済額としてとらえ、その額の大きさを指標化し示したものです。18%を超えると地方債の発行が許可制になります。

4、将来負担比率

村債を含む地方公共団体が将来負担すべき借金の総額から基金残高、充当可能な特定財源を控除した純債務残高を標準財政規模で除した指標です。

まず、地方債残高のうち償還までの間に今後の交付税によって措置される予定の金額は控除され、逆に、他会計の公債費に対する一般会計の繰出金や、一部事務組合等の公債費に対する負担金は加算されます。さらに、全職員が自己都合退職した場合の退職金支給総額、地方公社や第3セクターに対する債務保証額・損失補償額や債務負担行為に基づく支出予定額までもが分子に加算されるため、実質公債費比率よりも一段と「厳しく」財政状況を示す指標となります。

地方公共団体は上記の健全化判断比率により「健全段階」、「早期健全化段階」、「財政再生段階」の3区分に分けられ、「早期健全化段階」、「財政再生段階」になった場合にはそれぞれ計画を立て財政健全化を図らなければなりません。

◎公営企業の資金不足比率

公営企業の資金不足比率は、一般会計における実質赤字比率と同様に、実質収支額により算定されます。

ただし、分母となるものは標準財政規模ではなく、公営企業会計における営業収益から受託工事収益を除いた額（事業規模と記載されます。）となります。

公営企業は、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には経営健全化計画を定めなければなりません。